

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第11回島根海区漁業調整委員会が、平成26年3月14日(金)に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について諮問、協議等が行われました。

(1) 「島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について

① 県計画の変更(諮問)

○「海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、TAC(漁獲可能量)制度のもと、島根県では知事許可漁業で採捕するマアジやマイワシなど5魚種について、TACや管理方法などを定めています。

○今回の委員会では、スルメイカTACのより適切な管理のため、管理期間を資源評価のサイクルと合わせ、従来の管理期間1~12月を4~翌3月に変更することを内容とする計画の変更について諮問があり、原案どおり答申されました。

② 平成25年のマイワシTACの管理(報告)

○昨年11月~12月に島根沖において漁場形成があり、マイワシの漁獲量が急増したことから、平成25年は31,000トンのTACに対して35,837トンの漁獲となり、漁業者が自主休漁など漁獲抑制の取組を実施したものの、結果的にTACを16%超過したことが県から報告されました。

○今後漁獲量をリアルタイムに把握すること、漁業者と連携し、自主休漁などの実施により適切な管理を行っていくことが報告されました。

○委員からは、「TACの管理は重要なことであり確実に行うべきである。一方で、昨年の全国でのマイワシのTAC消化状況は52%にとどまっており、円滑な追加配分により、漁場形成の偏りを調整する必要もあるのでは。」といった意見がありました。

(2) あさりの繁殖保護のための殻長制限に係る島根海区漁業調整委員会指示について(協議)

- 中海・境水道において殻長 3 cm 以下のアサリの採捕を制限する委員会指示が本年 3 月末に指示期間が切れることから、引き続き委員会指示を継続することについて、県から協議がありました。
- これまでは指示期間を 1 年としてきましたが、現行の内容で特にトラブルもなく地域に浸透していることから、今回から指示期間を 2 年としたい旨説明があり、審議の結果、原案どおり現行の内容で指示期間を今回は 2 年として、指示を継続することとなりました。

(3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について(報告)

- 山口県から九州西部の海域において、トラフグの資源管理を目的として、広域漁業調整委員会の委員会指示によって、5 トン以上のトラフグはえ縄漁船の隻数制限等が実施されています。
- 3 月 19 日に東京で開催される広域漁業調整委員会において、この委員会指示の継続について審議される予定となっているため、規制海域の一部が重なる島根県の海区委員会での事前説明について、国から要請があり、今回の説明となりました。委員会では異論無く了解されました。

(4) 次期島根県栽培漁業基本計画の策定について(報告)

- 栽培基本計画は、各都道府県が海区漁業調整委員会の諮問を経て、向こう 5 年間における種苗生産や放流を行う魚種、数量等を定めるものです。現在島根県においては、4 魚種（マダイ、ヒラメ、アカアマダイ、アワビ）について 6 次計画を実施中となっています。
- 県からは、第 6 次計画が平成 26 年度で満了するため、平成 27 年度において第 7 次計画の策定作業を行うこと、その策定スケジュールについて説明がありました。
- 委員からは、島根県におけるこれまでの栽培漁業の効果について整理し、報告して欲しい旨の意見がありました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950